

【改訂】新型コロナウイルスに関しての本学としての海外渡航の対応について

(2020 年 3 月 26 日)

(本文)

3 月 25 日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けての出国制限措置や航空便の運休による出国困難を受け、外務省が全世界に対し感染症危険情報レベルを 2 に引き上げました。既にレベル 2 以上になっている一部地域のレベルはそのまま維持されます。このことから、本学の学生及び教職員の海外渡航は、当面の間禁止といたします。

(項目 1~3 は削除)

4. 現在海外に滞在中である場合の注意事項について

現在、既に海外に滞在している場合は、以下について注意してください。

* 可能な限り早急な帰国を勧告します。

- ① 石鹸を使用した手洗いが最も有効ですので、清潔に努めてください。
- ② 抵抗力・免疫力を落とさないよう、暴飲や暴食、睡眠不足等を避けた規則正しい生活をしてください。
- ③ 混雑を避けて行動し、必要に応じてマスク等を着用してください（ウィルスを遮断する効果は無くても、汚れた手が口と鼻に触れることは防げます）。しかしながら国や地域によっては文化の違いにより、「マスク着用＝病気」と思われることがありますので、その場合は、マフラーやスカーフの巻き方を工夫するなどに置き換えても良いかもしれません。
- ④ 食肉を扱う生鮮市場等には極力近づかず、狩猟肉（ジビエ）も極力口にしないください。
- ⑤ 渡航先等から、家族や担当課に速やかに連絡が取れるようにしておいてください。
- ⑥ 咳や発熱、息切れなどの症状が出た場合は、他の人たちとの接触を避けてください。
- ⑦ 医療機関の受診等について保険会社、旅行会社へ相談をしてください。

5. 日本に入国する際、および入国後について

- ① 日本に向かう飛行機の搭乗前に発熱等の体調不良を感じた場合は、入国を一時取り止め、症状が回復してから入国してください。
- ② 日本に向かう飛行機に搭乗後に発熱等の体調不良を感じた場合は、空港の検疫所の職員にその旨申し出てください。
- ③ 日本への入国時には**発熱等の体調不良を感じていなくても**、ウィルスの潜伏期間は

2週間程度と想定されているため、**入国後2週間**は、キャンパスには立ち入らず、不要不急の外出を避けて**自宅等で待機**するようにしてください。この間は自身の体調の変化に注意し、体調不良を感じたら事前に電話連絡等の上、遅滞なく医療機関を受診してください。

なお、本学への相談は、他者への感染を防ぐため必ず電話で行ってください。

- ④ 学生の場合は、2週間の待機期間中にオリエンテーション等が実施される場合であっても、自宅等での待機を継続してください。下記に該当する場合は、欠席をやむを得ないものと判断し、キャンパスへの立ち入りが可能になった後で、別途対応します。

- ・派遣留学または海外渡航科目で留学をしていた
 - ・私費留学や個人の旅行であっても「海外渡航届」を出発前に提出していた
 - ・2019年度後期・通年の休学を教授会で許可され、休学留学から帰国した
 - ・2020年度前期・通年の休学を教授会で許可され、休学留学を中止して帰国した
- ※出発前に「海外渡航届」を提出していない場合も、届けの有無にかかわらず、上記の対応をし、教育支援課にご連絡ください。

- ⑤ 非常勤講師を含む教職員の場合も教務日程にかかわらず2週間の待機期間を優先してください。その場合は教育支援課にご連絡ください。

- ⑥ 感染が疑われる症状がある場合、メール等により、担当課に次の項目について報告してください。

①渡航先等 ②渡航期間 ③主な症状 ④通院・入院の有無

- ⑦ 日本への入国に際しては、入国拒否や2週間の待機要請がされることがありますので、法務省、検疫などの指示に従ってください。

法務省（<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>）

6. 交換留学生の受入れについて **中止**

2020年度春期の海外協定校からの新規交換留学生の受入れについては、諸状況を勘案し中止の決定を3月4日付で海外協定校へ通知いたしました。

7. プログラム中の派遣留学について **中止**

2019年秋派遣留学生及び2020年春派遣留学生に対し、海外における急速な感染拡大を踏まえ、3月17日付で帰国を命令いたしました。

8. 2020年度休学留学中止の要請について

2020年度前期・通年で、教授会で休学を許可され、海外私費留学、海外研修を行う学生の「休学留学」については、すでに渡航済みの場合を含め、上記1. 2の国に該当す

る場合や、留学先でのキャンパス閉鎖、オンライン授業への切替等により当初の目的が達せられない場合は中止を検討し、4月から本学へ復学することを強く要請します。休学の取り消しは、教育支援課にて手続きを行ってください。